

吸収分割に係る事後備置書類

(分割会社：会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

(承継会社：会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

2026 年 10 月 1 日

T I S I 株式会社

T I B S 株式会社

2026 年 10 月 1 日

吸収分割に係る事後開示書面

東京都新宿区西新宿八丁目 1 7 番 1 号

T I S I 株式会社

代表取締役 岡本 安史

東京都新宿区西新宿八丁目 1 7 番 1 号

T I B S 株式会社

代表取締役 伊藤 恒嘉

T I S I 株式会社（以下「分割会社」という。）及び T I B S 株式会社（以下「承継会社」という。）は、2026 年 7 月 24 日付で締結した吸収分割契約に基づき、2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、分割会社の総務部配下の拠点サポートグループ、富山総務部配下の拠点サポートグループ、ビジネスプロセス統制部（旧インテック）に属する事業に関して有する権利義務を、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本分割」という。）を行いました。

本分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び同法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条の規定に基づく開示事項は、以下のとおりであります。

1. 本分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2026 年 10 月 1 日

2. 分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 反対株主の本分割の差止請求手続きについて（会社法第 784 条の 2）

本分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する場合（簡易分割）に該当するため、会社法第 784 条の 2 ただし書の規定により、分割会社に対し、本分割をやめることを請求することができる株主はいません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続きについて（会社法第 785 条）

本分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する場合（簡易分割）に該当するため、会社法第 785 条第 1 項第 2 号の規定により、会社法第 785 条第 1 項に基づき、分割会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる株主はいません。

(3) 新株予約権買取請求手続きについて（会社法第 787 条）

分割会社は、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権を発行しておりませんので、同条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者の異議手続きについて（会社法第 789 条）

本分割により、分割会社から承継会社へ承継する債務は、重畳的債務引受の方法により承継することから、分割会社は、会社法第 789 条第 1 項第 2 号の規定により、会社法第 789 条第 2 項及び同条第 3 項の手続きは行っておりません。

3. 承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 反対株主の本分割の差止請求手続きについて（会社法第 796 条の 2）

承継会社の株主から、本分割をやめることの請求はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続きについて（会社法第 797 条）

承継会社は分割会社の完全子会社であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議手続きについて（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2026 年 8 月 28 日付で官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いました。異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本分割の効力発生日である 2026 年 10 月 1 日をもって、分割会社の総務部配下の拠点サポートグループ、富山総務部配下の拠点サポートグループ、ビジネスプロセス統制部（旧インテック）に属する事業に関して有する権利義務を、本分割に係る吸収分割契約の定める範囲において承継いたしました。

なお、本分割により、承継会社が分割会社から承継した資産の額は 113 百万円、負債の額は 113 百万円であります。

5. 本分割に係る変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

分割会社及び承継会社は、2026 年 10 月 1 日付で本分割に係る変更登記をいたしました。

6. その他本分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

承継会社は、本分割に際し分割会社に対して金銭等の交付を行っておりません。

分割会社及び承継会社において、本分割に伴う資本金及び資本準備金の変動は生じておりません。

以 上